

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課担当殿

郵便番号 107-8001

住所 とうきょうとみなとくあかさかごちようめ3ばん6ごう
東京都港区赤坂五丁目3番6号

氏名 かぶしがいしゃていびーえすらじおあんどこみゅにけーしょんず
株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ

代表取締役社長 かとう よしかず
加藤 嘉一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本
的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 該当箇所 | 意見 |
|------|---|
| 全体 | <p>この度の「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針案」は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言を基本に枠組みが示されているとともに、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や、車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を送る「放送」という両面の機能を有する新たなメディアとしての位置づけがされており概ね賛成できる。</p> <p>受信機の簡便性、非常災害時のライフラインとしての役割など国民に広く支持されているアナログラジオを将来的に包含できる可能性を持ったメディアとして、「ゆるやかな移行」の実現化と利用者保護の視点にも配慮した制度化がなされ、国民の利便性の向上に役立つことはもとより、我が国の社会や産業の発展に資するメディアとなるよう制度整備の検討がなされることを期待する。また上記懇談会報告書の制度化の理念で示されている、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化、地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」等が生かされ、新規事業者とともに既存音声放送事業者の参入が容易となる制度となるよう要望する。</p> <p>本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」に対する意見募集が行なわれており、通信・放送の総合的な法体系の成立に先立って携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備が行なわれた場合、本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>1 全体的な方針 (2) 参入の枠組み</p> | <p>受託放送・委託放送制度を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切である。</p> |
| <p>1 全体的な方針 (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方</p> | <p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> |
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ① 特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> | <p>地方ブロック向け放送に関する特定基地局の配置及び開設時期に関しては、地域ごとの状況に応じた基準とすべきである。例えば地形による置局数の違いや、地域ごとの市場性による投資の効果等を考慮し、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適当である。</p> |
| <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p> | <p>鉄道、自動車向けの特定基地局の配置及び開設時期に関しても、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適当である。</p> |
| <p>⑤ 開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画等</p> | <p>5年以後における特定基地局の配置に関する計画についても、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適当である。</p> |

| | |
|---|---|
| | |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1) 委託して行わせる放送に係る周波数 ②・・・放送対象地域ごとに・・・周波数・・・</p> | <p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> |
| <p>(2) 認定の審査 全般について</p> | <p>委託放送事業者認定のための比較審査項目に関しては、設置目的、設置理由等、十分な説明を事業者に行うとともに、放送事業者の「番組編集の自由」に対しての規制強化とならないよう慎重な配慮を要望する。</p> |
| <p>(2) 認定の審査 ①表現の自由の享有 イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p> | <p>経営的な選択肢を広げる観点からも、更なる「表現の自由の享有基準」の緩和を要望する。</p> |
| <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> | <p>昨年の懇談会報告の制度化の理念で示された「既存ラジオのノウハウの活用」は、コンテンツの多様性の確保、多チャンネル化を実現する上でも非常に重要な理念であり、長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組を活用することは、新規メディア、受信機普及の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい</p> |

| | |
|---|---|
| <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> <p>⑪・・・その地域向けの情報(例:ニュース、・・・)</p> | <p>コマーシャルやショッピング番組の割合、地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断にゆだねることが適当である。</p> |
| <p>⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p> | <p>広く国民に親しまれているアナログラジオ放送を高音質とデジタルならではの新機能を付加したデジタル放送で聴くことができることにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したがって、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが必要と考える。</p> |
| <p>その他</p> | <p>日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制により健全な発展を遂げてきた歴史がある。新たな放送においても、そのバランスを保ちながら、両者が健全に発展していけるような体制を維持することが望ましい。NHKが有するコンテンツや技術面のノウハウの活用は、新たなメディアを立ち上げ、受信機をゼロから普及させなければいけない今回のマルチメディア放送の事業化には不可欠な要素である。地方ブロック内における多様なコンテンツの確保、音声・データ・映像等様々な情報を柔軟に組み合わせたISDB-TsB方式の特徴をフルに生かしたサービスの実現、地域に必要な災害情報の確保、外国人向けの多言語放送の実用化など、2003年からDRPの実用化試験放送を通して6年間に渡りNHK内に蓄積された多様な新しいコンテンツ、マルチメディア放送に関するノウハウは、すでに国民の財産と考える。公共放送としての先導的な役割りを大いに期待するとともに、参入に関して制限を加えることのない制度整備となるよう強く望むものである。</p> |

以上

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号：106-8001

住所：東京都港区六本木6丁目9番1号

会社名：株式会社テレビ朝日

氏名：早河 洋

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>2. 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備</p> <p>（3）開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>②事業計画の確実性</p> | <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、地上デジタル放送などの基幹放送では対応しきれない国民視聴者の多種多様なニーズに応える放送であり、基幹放送の補完的・付加的な役割を担うべきだと考えます。</p> <p>新しいメディアが将来発展するためには、必要なインフラがより確実に整備されることが最優先されるべきであり、「特定基地局の配置及び開始時期」について、開設計画の認定の日から「5年以内」とする期間と、世帯カバー率の基準に、柔軟性を持たせることが適切であると考えます。</p> |

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>①表現の自由の享有</p> | <p>我が国の映像コンテンツの制作・調達などは既存の放送事業者の関わりを無視できない状況にあります。したがって、委託放送業務の認定を受ける事業者においても、地上放送事業者の出資が制限されることについては、経営の選択肢を大きく狭めることになると思います。</p> <p>また、特別衛星放送の「表現の自由の享有」では、地上放送事業者の出資比率規制の例外が設けられるなど（2中継器以内であれば支配・参入可）一定の配慮が見られるのに対し、本件にはそうした例外事項が見当たりません。</p> <p>地上放送事業者のみが過度に制限されるような審査基準は設けるべきではないと思います。</p> |
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保</p> <p>②事業計画の確実性</p> | <p>携帯端末向けマルチメディア放送で想定されるサービスは、地上デジタル放送などの基幹的放送では対応しきれない国民視聴者の多種多様なニーズに応える放送であるべきだと考えます。そのような補完的・付加的な新しいメディアにおいて、地上デジタル放送やBSデジタル放送などに課されているような基幹的放送並みのレベルでの「災害放送の確保」はなじまないと考えます。</p> <p>災害放送の確保など公共の福祉の増進に資する放送の確保を追及するあまり、委託放送事業者の「事業計画の確実性」を損なうものではあってはならないと考えます。過度な負担は委託放送事業者の経営環境を圧迫し、コンテンツの質の低下などを引き起こしかねません。ユーザの利益を損なうことのないよう、マルチメディア放送全体の健全な発展にも配慮すべきと考えます。</p> |
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> | <p>放送事業者が自らの放送番組を編集するにおいては、「表現の自由」が最大限保証されることが前提であると考えます。自由な番組内容の編集に抵触する基準の導入については強く反対します。</p> <p>また、現時点では「新規コンテンツ」の定義が明確ではなく、仮に定義を設けるとしても、きわめて慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p>さらに、新規コンテンツの占める数値的な割合を掲げるとしても、合理的で妥当性のある数値は見出せないと考えます。</p> |

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> | <p>放送事業者が自らの放送番組を編集するにおいては、「表現の自由」が担保されることが前提であり、番組の内容に踏み込む基準の導入は反対します。</p> <p>また、いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合を制限されることは、事実上無料放送の選択肢を劣後にする事になり、ビジネスの可能性を最初から閉ざすことになると思います。新たなメディアでの新たなビジネスであることを考えると、様々なビジネスがあらゆる可能性をもって展開できるよう規制は極力排して、原則としては民間の自主自律に任せるべきだと考えます。</p> |
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑧放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画</p> | <p>「放送番組の製作取引の適正性の確保等」は、性質上「計画」というものにはなじまないと考えます。より慎重な検討が必要だと考えます。</p> |
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画</p> | <p>受信設備の普及については、受信設備メーカーや一部受託放送事業者によるところが大きく、受信設備の普及のために委託放送事業者が能動的に行えることは限られます。そのため主体的に「具体的な計画」を立案するのは難しいと考えます。</p> |

| 項目 | 意見 |
|---------------------------------|---|
| <p>4. その他の事項（有料放送管理業務に係る規律）</p> | <p>携帯端末向けマルチメディア放送は「受託放送・委託放送制度」を採用し、有料課金のビジネスが中心となることが想定されることから、有料放送管理事業者（いわゆるプラットフォーム事業者）が必要となることが予想されます。このようなプラットフォーム事業者は、衛星放送などの有料放送市場の歴史を紐解けば分かるように、少数の事業者に収斂することから、多くの権限を有することも懸念されます。</p> <p>よって、有料放送管理業務に係る規律を適用することは賛成で、評価します。</p> |

以上

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

〒105-8012

東京都港区虎ノ門 4-3-12

株式会社テレビ東京

上席執行役員 経営戦略局長 三宅誠一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 頁 | 行 | 意見の対象となる報告書該当箇所 | 意見 |
|----------|-----------------|--|---|
| 2 ページ | 1の(2) 参入の枠組み | 全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。 | 「携帯端末向けマルチメディア放送」は新規の放送であり、ハード整備に多額の資金を必要とすることなどから、ハード・ソフト分離型の制度は合理的と考える。 分離型制度を採用する場合は、参入を希望するソフト事業者が公平に扱われるよう制度設計が成されるべきである。またソフト事業者の編成権を担保することが極めて重要である。 |
| 4 ページ | 3の(2) 認定の審査 | 全般について | ウの⑤の記述にある「番組の多様性の確保」に加え、「サービスの多様性」が携帯マルチメディア放送にとって重要と考える。「多様性」の観点からは、既存放送番組のサイマル放送、異時間放送(タイムシフト)も「多様性」の一部を成すと考えるところである。比較審査において、「新規コンテンツ」など特定の番組(情報)の占める割合等を考慮する旨の方針が示されている。しかし、これらの事項のほとんどは放送事業者の「番組編集の自由」にかかわるものであり、規律強化にあたるため不適切であると考え。基本の方針の確定にあたっては、視聴者側からみて望ましい「多様性」が確保されるよう要望する。 |
| 4 ページ | 3の(2)の① | 表現の自由の享有 ア 全国向け放送に係る委託放送業務 (7) 一の地上放送事業者等(地上放送事業者、地上放送事業者を支配する者又はこれらの者に支配される者をいう。以下同じ。)が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合 | 『携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書』31ページにおいて、「(表現の自由享有基準に関して)基本的には緩和の方向とすることが適当」とされており、この提言を支持する。 携帯端末向けの放送としてワンセグ放送が幅広く認知されている中、ワンセグ放送との不必要な競合を防ぎ、携 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| | | <p>致しないものとする。</p> <p>(イ) (ア)の基準を満たす申請者のうち、当該地上放送事業者等の有する議決権が十分の一以下であるものを優先するものとする。</p> | <p>帯マルチメディア放送の発展を促進するという観点からも、参入などにおいて既存放送事業者との関係性を考慮すべきである。</p> |
| その他 | | <p>端末の普及支援</p> | <p>『携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書』21ページにおいて、「V-Lowは、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある」と指摘されている。現在広く普及している携帯電話端末へのチューナーの搭載の有無は事業の成否にかかる問題である。チューナーの小型化等の技術開発において行政の支援も検討すべきと考える。</p> |

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

〒107-8006

とうきょうとみなとくあかまか
東京都港区赤坂5-3-6

かぶしきがいしや とうきょうほうそう
株式会社 東京放送ホールディングス

だいひょうとりしまりやくしやちやう ざいづ けいぞう
代表取締役社長 財津 敬三

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に対し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

| 該当箇所 | 意見 |
|--|--|
| 1. 全体的な方針 | <p>「映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現」を目指す携帯端末向けマルチメディア放送は、既存放送事業者にとっても視聴者層やビジネスモデルの異なる新しい事業となる。その立ち上げに当たっては、新たなコンテンツの制作や、放送施設・設備の整備などに多額の投資が必要になってくる。こうした負担増大を少しでも避けられるよう、制度整備に当たっては新規参入事業者を優遇するだけでなく、既存事業からの「ゆるやかな移行」も実現できるように配慮して欲しい。さらに制度の運用に当たっても、新しいメディアの事業性を損なわないよう配慮し、慎重な運用を行って欲しい。</p> <p>特に既存のラジオ放送事業者は、より地域に密着した放送を行うことで、各地域で社会的・文化的に重要な役割を果たしてきた。受信の容易さや、受信機の簡便性から災害時のライフラインとしての役割も評価されている。そうしたメディア機能を損なうことなく、既存事業者がスムーズに地方ブロック向け放送に参入・移行できるような制度構築と運用を図って欲しい。</p> |
| 2. 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 （3）開設計画の認定の審査 | <p>制度的な参入条件として世帯カバー率を規定することは新たなメディアの芽を摘むばかりではなく、新規メディア事業の立ち上がり当たって、その事業性を損なうことにもつながりかねない。開設計画の認定に係る制度整備や、その運用に当たっては、事業性について慎重に検討・配慮して欲しい。また地域によって異なる市場性や、置局の難易度などについても同様に配慮すべきである。そもそも携帯端末向</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>けマルチメディア放送は、固定した場所での受信よりも、移動中・移動後の受信を前提としているので、世帯カバー率を審査基準に厳しく適用することに強い蓋然性があるとは考えにくい。</p> |
| <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査</p> | <p>「新規コンテンツ」や「コマーシャルやショッピング番組等」「地方ブロック向け放送で、その地域向けの情報」の占める割合を、認定時の比較審査の対象にすることは不相当だと考える。これらは「表現の自由」や「放送番組編集の自由」に直接関わるものであるし、なにより新規メディアの立ち上げの際に、その経営の選択肢や事業性にたがをはめるような制度整備は避けるべきである。</p> |
| <p>4. その他の事項</p> | <p>「地方ブロック向け放送」の立ち上げや、普及に当たってはNHKのコンテンツや、技術・設備面でのノウハウの活用に大いに期待したい。日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制により健全な発展を遂げてきた歴史がある。新しい放送においても、そのバランスを保ちながら、双方がさらに発展していけるような体制を維持できることが望ましいと考える。</p> |

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 320-8601
(ふりがな) とちぎけん うつのみやし ほんちょう
住 所 栃木県宇都宮市本町12-11
(ふりがな) かぶしきがいしゃ とちぎほうそう
氏 名 株式会社 栃木放送
代表取締役社長 海老沼 勝 義

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙の通り意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | 意見 |
|---|--|
| <p>1. 全体的な方針 (3)制度整備に当たっての基本的な考え方</p> | <p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> <p><u>特に、現在の中波ラジオの聴取者には、携帯電話や車載型の移動受信機を利用しない中高年齢者も多く、激安・小型で自宅卓上型やポータブル型のデジタル放送受信機等の必要性を感じている。できるだけ「放送」という機能を有する新たなメディアの中に何らかの形で包括できないかと考える。</u></p> |
| <p>3委託放送業務の認定に係る制度整備 (1)委託して行わせる放送に係る周波数 ②・・・放送対象地域ごとに・・・周波数・・・</p> | <p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。<u>特に、中波放送会社である当社としては「防災放送」の行政との連携の観点からも県域放送は、必要ではないかと考えている。</u></p> |
| <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> | <p>広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考えます。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p> | <p>聴取者に長年親しまれているアナログ放送をデジタルラジオで聴くことができることにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したがって、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが必要と考える。<u>当社の場合では、現在でも自社番組作成比率は70%（地元の購入もので、当社での加工番組を含む）と非常に高く、デジタル化放送によってもこの方針を変える考えはない。さらにウエイトを高める必要があると考える。</u></p> |
| <p>その他</p> | <p>○当社は、中波ラジオ単営のため今回のデジタル化放送について会社の将来を左右する大変重要な事項と考えています。<u>そのためにも真剣にデジタル化実施の方向で検討しています。そこで最も重要な点は、現在でもそうですが「採算ベースに合うかどうかです。すなわちデジタル化をした場合に、はたしてスポンサーがついて売上があり収支が成り立つのかどうか」ということです。そのためには現在の中波放送からデジタル波放送への移行時期のタイミングも含めて、次のような観点で検討が必要だと考えています。しかし、現状の検討内容では、まだまだ想定問題が多く現実的な試算ができない状態です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>デジタル波の放送でCMが取れて営業が成り立つ時期は、いつごろなのか。</u> ・<u>デジタル受信機器の普及率。</u> ・<u>デジタル化により聴取者層は、どうなるのか。</u> ・<u>デジタル化による必要機材機器の整備時期や設備投資額。さらにハード会社、ソフト会社への資本投資額や設備投資額。</u> ・<u>デジタル化による年間のランニングコスト。</u> |

意見書

平成 21年 8月 7日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号 100-8439
(ふりがな) とうきょうとちよだくゆうらくちょう
住所 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号
(ふりがな) かぶしがいしゃにつぼんほうそう
氏名(注1) 株式会社ニッポン放送
取締役社長 磯原 裕

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | 意見 |
|---|---|
| <p>1 全体的な方針</p> | <p>限られた周波数に複数の事業者が放送番組を提供する者として参入できるように「受託放送・委託放送制度」を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切であると考ええる。</p> |
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 ア 全国向け放送に係る基準 (7) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。</p> | <p>5年以内での世帯カバー率90%達成は、きわめて高いハードルと考えられる。世帯カバー率の設定にあたっては、より柔軟な設定基準、対応を望みたい。</p> |
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 ア 全国向け放送に係る基準 (4) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> | <p>地域によって地理的条件なども異なることから、一律の基準を設定することにより、基地局への投資が大幅に増加し、結果として、事業性を損なうことも予想される。世帯カバー率の設定にあたっては、地域の特性に応じたより柔軟な設定基準、対応を望みたい。</p> |
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (7) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> | <p>世帯カバー率の基準の策定に当たっては、地域によって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなく地域に即した基準とすることを要望する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p>(イ) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。</p> | <p>都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、それによって事業性を損なう恐れもある。従って、性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。</p> |
| <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p> | <p>マルチメディア放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは重要なことと認識するが、鉄道及び自動車等での受信向け特定基地局の開設時期については、経済性、市場性を考慮し、かつギャップフィルタ設備の開発状況を勘案する等柔軟な基準とすべきである。</p> <p>さらに、ギャップフィルタ設備等の効率的な設置を実現するために、地方ブロック向け放送と全国向け放送間で可能な限り設備等を共用することが望ましいと考える。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>①表現の自由の享有</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p> <p>(イ) (7)に関わらず、委託放送業務の申請に係る放送対象地域と放送対象地域が重複する地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については、委託して行わせる放送に係る周波数帯域が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り、表現の自由享有基準に合致するものとする。</p> | <p>放送対象地域が重複する既存の放送事業者の参入に対する制限が緩和されており、評価する。加えて、音声放送事業者の将来を勘案し、「一定の基準」の更なる緩和を含む柔軟な制度整備を望む。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑤新規コンテンツの占める割合</p> | <p>国民生活の利便性の向上に寄与する新規コンテンツはマルチメディア放送の普及発展に不可欠な要素であるが、加えて既存の放送事業者の番組（災害報道等）制作のノウハウの活用もまた同様に重要であると考え。したがって、例えば、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが望まれる。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> | <p>広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきである。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑦成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無</p> | <p>基準が曖昧で、恣意的な運用が懸念されるため、特別衛星放送の比較審査基準（放送法関係審査基準の別紙2）を参考に、「成人向け番組の有無」と修正するよう要望する。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画</p> | <p>委託放送事業者として可能な「受信設備の早期普及のための取り組み」としては、受信機メーカー、携帯キャリア等に働きかけることが考えられるが、加えて、受信設備の開発に向けた試験放送の実施等の取り組みも審査対象に加えるべきである。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報</p> | <p>地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきである。また、電波伝搬特性上、同一ブロック内で複数の周波数を使用する必要がある場合も考えられる。その場合には、ブロック内の一部エリアでより地域に密着した放送を行うことも可能となる。放送事業者の判断で、このような放送を行うことを可能とするよう要望する。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p> | <p>全国及び地方ブロックに向けた、国民が望む情報・放送に対応した共用受信装置の普及こそが、マルチメディア放送全体としての早期普及のために必要となる重要な事項のひとつと考える。</p> |

| | |
|----|--|
| 追記 | <p>(1) NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、マルチメディア放送においても、公共放送としての「先導的役割」が強く期待される場所である。今後の制度整備にあたってはNHKの参入に制約を課さないよう要望する。</p> <p>(2) マルチメディア放送は受信機ゼロから立ち上げるメディアであり、その位置付けや社会通念などが定まっていないことに鑑み、番組規律はできるだけ緩和することが望ましいと考える。</p> <p>(3) マルチメディア放送全体を国民・視聴者の利便性に適うメディアとするため、受信機器の在り方を含め、全国向け放送と地方ブロック向け放送を包含した、一体的な普及政策の確立を要望する。</p> <p>さらに全国向け放送、地方ブロック向け放送共に、特定基地局のより効率的な配置を図るために、送信局舎、電源設備、送信鉄塔等については、可能な限り共用することが望ましいと考える。</p> |
|----|--|

意見書

平成21年8月10日

総務省 情報流通行政局 放送政策課 御中

郵便番号 105-7444

住所 とうきょうとみなとくひがししんばいちちようめ 東京都港区東新橋一丁目6-1

氏名 にほんてれびほうそうしや 日本テレビ放送網株式会社

めいあせんりやくきよくちよう かたおかともあき メディア戦略局長 片岡朋章

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(記)

| 当該箇所 | 意見 |
|--|--|
| <p>(5頁) ③放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画</p> | <p><意見> 当該箇所は削除すべきと考える。</p> <p><理由> 携帯向けマルチメディア放送に関する法律には、いわゆるハード・ソフト分離制度(放送機能を受託放送事業と委託放送事業に分離する制度)が導入されている。 ハード・ソフト分離制度には、「放送の内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」という懸念がある。先日、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会で実施された「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」のパブリックコメントにおいても、民放連やNHK、日本新聞協会などが同様の懸念を述べている。これを受け8月10日の同検討委員会は、その懸念に配慮し、検討(案)を修正^{*#}することにした。 また、基本的方針(案)が従わなければならない放送法には、第三条「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない」で、その懸念を払拭すべき考えを示している。</p> |

基本の方針（案）は、委託放送事業者の認定の審査において放送番組に関する事項を多数含み、この懸念を増大させている。

特に、当該箇所「⑧放送番組の製作取引の適正性の確保などのための具体的な計画」は、民間事業者間の契約に基づく内容であり、審査事項として位置づけるための法的根拠が希薄である。

したがって、当該箇所は審査事項から削除すべきである。

（*注）参照：平成21年8月10日 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」 ①資料2 21頁 33項、②資料4 21頁 「9. 総括」下線部分

<要望>

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会答申（案）により、地上デジタル放送には、将来、ハード・ソフト分離制度が導入される予定である。仮に、導入された場合、その制度設計において行政はこのような懸念を抱かせぬよう十分に留意願いたい。

意見書

平成21年8月7日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 137-8088
住所 東京都港区台場2-4-8
氏名 (株)フジテレビジョン
飯島 一鶴 (常務取締役)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針(案)」に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

| 該当箇所 | 意見 |
|---|--|
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ①表現の自由の享有</p> | <p>全国向け放送の委託認定における表現の自由享有基準について、絶対審査基準を議決権の三分の一とした上で、比較審査基準は議決権の十分の一としていますが、比較審査基準は不要と考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は新たなメディアであり、その普及促進を勘案すれば、地上放送の基準（議決権十分の一）より緩やかな三分の一を絶対基準としたことは妥当と考えます。</p> <p>しかし、それに重ねて比較審査基準を設けてしまえば、絶対基準の趣旨が実質的に希薄になり、結果として事業者の経営の選択肢を狭めることにつながります。</p> <p>かつて、衛星放送における基準緩和の過程でも、三分の一への緩和が実施され、衛星放送の普及に資することになりましたが、その際に比較審査基準は設けられていません。携帯端末向けマルチメディア放送が、衛星放送等よりもさらに新規性の強いメディアであることを考えれば、あえて比較審査基準を設ける根拠を見出すことは困難です。</p> <p>また、地方ブロック向け放送における表現の自由享有基準では、申請者の放送対象地域と、申請する放送対象地域が同じ場合には、100%出資や本体参入まで許容されています。これについては、ラジオ放送のおかれた現状等に鑑みて妥当な判断と考えますが、地方ブロック向け放送についてここまで緩やかな基準とする以上、全国向け放送にのみ厳格な比較審査基準を設ければ、基本方針全体の一貫性が問われかねないと考えます。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保 ④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に</p> | <p>標記項目は、コンテンツの内容や編成に関わるものであり、「放送番組編集の自由」を損なうことのないよう、削除、あるいは放送として成立するために必要最低限度の規律に限定すべきです。</p> <p>また、標記の規律項目を設定・選択した理由や、具体的な基準のあり方等について、十分な説明が必要と考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新たなメディアとして受信機も含めてゼロから立ち上がるメディアであ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>資する放送の確保</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> <p>⑦成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無</p> | <p>り、利用者のニーズやビジネスモデルについては当面手探りの状態が続くことが予想されます。過度な規律によって、これから普及の拡大を目指すメディアとしての柔軟性や可能性の芽を摘むことのないよう、慎重な対応を要望します。</p> |
|--|---|

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号：105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちょう

住所：東京都港区浜松町1-31

(ふりがな) ぶんかほうそう

氏名：株式会社文化放送

代表取締役社長 三木 明博

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | 意見 |
|---|---|
| <p>全 体</p> | <p>今回の「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」は、平成20年7月の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿い、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となる枠組みとなっており、基本的には賛成できる。</p> <p>なお、「通信・放送の総合的な法体系」の意見募集が実施されているが、本件にかかる制度整備が先に行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって方針の変更がなされることのないよう配慮を望む。</p> |
| <p>1 全体的な方針 (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方</p> | <p>マルチメディア放送では、特定の受信者向けに情報を送る通信サービスも可能と思われるが、放送は広く国民に平等に情報を送ることが使命であり、この公共性が損なわれることのないようにすることが必要と考える。</p> |
| <p>2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に・・・ (イ) 放送対象地域内の各都道府県において・・・</p> | <p>世帯カバー率およびその達成年限については、消費者ニーズや地域のマーケット、地理的要因を踏まえて事業者が立案する開設計画を尊重し、事業の健全性および確実性が保てるように希望する。</p> |
| <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した・・・</p> | <p>鉄道、自動車等による移動受信の環境を整備するために定める基準は、社会インフラの整備等により変化するものであり、適正な審査基準が策定されるのか、懸念される。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>② 事業計画の確実性</p> | <p>ハード事業者の経営においては、世帯カバー率およびその達成年限が大きく影響する。事業計画の確実性の観点からも、置局に関しては、事業者の開設計画を尊重すべきであると考ええる。</p> |
| <p>④ 受信設備の早期普及のための具体的な計画</p> | <p>受信設備の普及においては、受信機メーカーの開発が不可欠である。受信機メーカーの受信設備開発に資する柔軟な制度の運用を望む。</p> |
| <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1) 委託して行わせる放送に係る周波数 ② …放送対象地域ごとに指定することができる…</p> | <p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> |
| <p>(2) 認定の審査 ① 表現の自由の享有</p> | <p>ここで示されている「表現の自由の享有」に関する考え方は、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」で謳われている既存放送事業者のノウハウの活用を容認している点においては、評価できるが、既存放送事業者が、他業種の新規事業者に比べ不利にならないよう要望する。</p> |
| <p>② 事業計画の確実性</p> | <p>事業計画においては経済的な面ばかりでなく、放送事業の公共性、社会的責務も勘案すべきと考える。</p> |
| <p>④ 効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保</p> | <p>多チャンネル放送も可能なマルチメディア放送においては、すべてのチャンネルで一律に災害放送等の対応を規定するのではなく、チャンネルの特性に応じた柔軟な編成を可能にすべきであると考ええる。</p> |
| <p>⑤ 新規コンテンツの占める割合</p> | <p>新規メディアにおいては、新規コンテンツを提供することは重要なことであるが、既存アナログ放送の番組の活用もまた、新規メディアの普及の一助となると考える。特に AM 放送においては、都市部におけるビル陰や都市雑音による難聴地域の拡大が深刻化している。市場動向を見つつ既存アナログ放送からデジタル放送への緩やかな移行も視野に入れた柔軟な編成が行なえるような制度とすることを要望する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>⑥ いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p> | <p>無料放送においては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右する経営の根幹にかかわる問題であり、また、番組の内容を審査基準にすることは「番組編集の自由」にかかわる問題でもあり不適切と考える。</p> |
| <p>⑩ 受信設備の早期普及のための具体的な計画</p> | <p>多様なユーザーニーズに応えるサービスの提供が、受信設備の早期普及の重要な要素である。編成の多様性を確保するためのあらゆる可能性は排除すべきではない、と考える。</p> |
| <p>⑪ …その地域向けの情報(…)の占める割合</p> | <p>地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考え。</p> |
| <p>⑫ その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p> | <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に書かれている通り、NHKが放送に参画し、その有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することは、メディアの普及にとって重要なことと考える。</p> |

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号：060-8501

(ふりがな) さっぽろしちゅうおうくきた1じょうにし5ちょうめ

住所：札幌市中央区北1条西5丁目

(ふりがな) ほっかいどうほうそうかぶしきかいしゃ

氏名：北海道放送(株)

代表取締役社長

渡辺 卓

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | 意見 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度整備に関する基本的方針の全般について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のデジタル技術を用いた新たな放送メディアが創設されることは社会に新たな可能性をもたらすものであり、基本的に歓迎できる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁 受信設備としての想定について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上テレビジョン放送が完全デジタル化しないと利用可能とならない周波数を使用することから速やかな普及が必要であり、そのためには受信設備を携帯電話や車載型の移動受信機を想定していることは普及促進に好ましいと思われる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後、周波数の割当可能性等を踏まえ、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現性について検討を行うこととする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方ブロック向け放送に参入する社の当初の状況で判断するのではなく、将来の発展・需要も考慮した上で、周波数の割当が可能かどうかを慎重に検討すべきである。 |

| | |
|--|--|
| <p>・ 3 頁</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期 イ地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p>開設計画の認定の日から 5 年以内に、各放送対象地域に割当てる周波数帯域幅や事業性を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> | <p>・ 地域の経済力に格差があり事業性は地域によりばらつきがある。世帯カバー率の基準は全国一律でなく、地域により普及の状況を十分考慮した基準の設定が必要と考える。</p> |
| <p>・ 5 頁</p> <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑤新規コンテンツの占める割合</p> | <p>・ 従来から広く聴取者に支持され、魅力的な番組を提供してきた放送も加わることが当該放送の発展に大きな貢献をもたらすものと考えてるので、むしろ、割合を審査する際には、災害放送が速やかに編成できる既存のコンテンツが新規コンテンツに押し出されることがないように求める。</p> |
| <p>5 頁</p> <p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報の占める割合</p> | <p>・ 地方向け放送は全国向け放送と違い、放送の多様性を目指し、地域情報を優先させるべきである。制度によって割合を規定するのではなく、審査において地域情報を多く放送する事業者を優位に扱う方向で制度を作って頂きたい。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>その他 NHKの参入について</p> | <p>・わが国の放送は民放とNHKが切磋琢磨することにより発展してきた。新メディアの普及のため（特にハード面）にNHKの参入は不可欠である。NHKの参入が可能となる環境整備・制度作りを進めるよう要望する。</p> |
|---------------------------|--|